

○財務省告示第三百八十九号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、平成二十二年十一月十六日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十二年十二月三日

財務大臣 野田 佳彦

一 名称及び記号 利付国庫債券（五年）（第九十二

回）

二 発行の根拠 平成二十二年における財政運営のための公債の発行の特例等
の法律及びその
に關する法律（平成二十二年法律

第七号）第二条第一項並びに特別
會計に關する法律（平成十九年法
律第二十三号）第四十六条第一項
及び第六十二条第一項

三 振替法の適用等 社債、株式等の振替に關する法律
（平成十三年法律第七十五号。以

下「振替法」という。）の規定の
適用を受けるものとし、その振替
機關は日本銀行とする。

四 発行方法 価格を競争に付して行われる入
札（以下「価格競争入札」という。）

による発行（以下「価格競争入札
発行」という。）、価格競争入札と
同時に行われる入札であつて、価
格競争入札において定められた
利率をその利率とし、価格競争入
札において募入の決定を受けた
各申込みの応募価格を募入額に
より加重平均して得られる価格
をその発行価格とするものによ

五

募 入

イ 法 格 競 争 行

る発行（以下「非競争入札発行」という。）及び価格競争入札と同
時に行われる入札であつて、財務
大臣が各国債市場特別参加者ご
とに応募限度額を定めるものに
よる発行（以下「国債市場特別参
加者・第 I 非価格競争入札発行」
という。）

ロ

非 競 争 入 札 行

も申込みのうちの応募額を順次割り
当てる。応募額を案分により
各申込みの応募額を案分により
割り当ててゐる。

ハ

国 債 市 場 特 別 参 加 者

各国債市場特別参加者ごとの応募
限度額の範囲内において各申
込みの応募額を割り当ててゐる。

六

イ 発 行

入 札 行 争 入 札 行 争 額

円 面 金 額 で 二 兆 千 八 百 九 十 七 億
う ち 平 成 二 十 二 年 度 に お け る
財 政 運 営 の た め の 公 債 の 発 行 の
特 例 等 に 関 す る 法 律 第 二 十 一 条 第 一
項 の 規 定 に 基 づ き 発 行 し た 利 付
国 債 に つ い て は 額 面 金 額 一
兆 六 千 三 十 六 千 五 十 五 万 円 、
特 別 会 計 に 関 す る 法 律 第 四 十 六
条 第 一 項 の 規 定 に 基 づ き 発 行 し

十 十
三 二

十 一
ロ イ

の 経 利 発 競 I 加 場 び 札 非 入 価 発
払 過 行 争 非 者 特 国 発 競 札 格 行
込 利 入 価 ・ 別 債 行 争 発 競 価
み 子 率 札 格 第 参 市 及 入 行 争 格

(二)

は 出 に 住 時 額 金 に の 口 る に
外 し は 者 に 一 額 よ に 座 も 係 発
国 た 、 又 お た に り つ に の る 行
法 金 前 は い だ 百 算 い 記 と 所 時
人 額 記 外 て し 分 出 て 載 し 得 に
が に (一) 国 取 、 の し は 又 て 税 お
適 当 の 法 得 当 二 た 、 は 振 が い
用 該 算 人 す 該 十 金 前 記 替 源 て
を 非 式 で る 国 を 額 記 録 口 泉 、
受 居 に あ 者 債 乗 か (一) さ 座 徴 そ
け 住 よ る が を じ ら の れ 簿 収 の
る 者 り 場 非 発 た 当 算 る 中 さ 利
所 又 算 合 居 行 金 該 式 も の れ 子

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 0.3 \times 57}{100 \times 365}$$

(一) 年

む 十 式 は ○
も 号 に 、 募 ・
の に よ 払 入 三
と 規 り 込 決 パ
す 定 算 金 定 一
る す 出 額 の セ
。 る し に 通 ン
期 た 加 知 ト
日 金 え を
に 額 、 受
払 を 次 け
い 第 の た
込 二 算 者

十 額 十 額
一 面 錢 面
錢 金 以 金
額 上 額
百 の 百
円 そ 円
に れ に
つ ぞ つ
き れ き
九 の 九
十 応 十
九 募 九
円 価 円
八 格 八

十四 初期利子

得税の税率を乗じた金額を
控除することができ。平
成二十三年三月二十日支
払金とし、次の算式により
算出した金額を支払
期が銀行休業日に当たるとき
は、その翌営業日に支払う（以
下、次号及び第十六号におい
て規定する期日について同じ）。

$$\frac{\text{額面金額} \times 0.3}{100} \times \frac{1}{2}$$

十五 第二期利子

毎、年三月二十日及び九月二十日
を、支払期とし、各支払期におい
て、その日以、前六月間に属する

十六 償還金額

平成二十七年九月二十日

十七 償還金額

額面金額百円につき百円

十八 元利支

日本銀行

十九 払入札参加

財務大臣から通知を受けた者

二十 払込期日

平成二十二年十一月十六日